その他告示

○海上保安庁告示第二十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年十一月十一日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　名古屋港西航路第三号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第六区（名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台の南西方約二・一キロメートル）
北緯　三四―五九―四九
東経　一三六―四七―〇二
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度四〇カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・六メートル
平均水面上から灯火まで七・五メートル
変更年月日　令和七年三月一日

名称　名古屋港西航路第五号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台の北西方約四二〇メートル）
北緯　三五―〇〇―四五
東経　一三六―四七―五五
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度四〇カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・六メートル
平均水面上から灯火まで七・五メートル
変更年月日　令和七年三月一日

名称　名古屋港西航路第八号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台の北東方約九九〇メートル）
北緯　三五―〇一―〇〇
東経　一三六―四八―二八
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度四〇カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・六メートル
平均水面上から灯火まで七・五メートル
変更年月日　令和七年三月一日

名称　名古屋港西航路第九号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台の北北東方約一・六キロメートル）
北緯　三五―〇一―二〇
東経　一三六―四八―二九
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎六秒に二せん光
光度　実効光度四〇カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・六メートル
平均水面上から灯火まで七・五メートル
変更年月日　令和七年三月一日

名称　立馬埼沖海況観測灯浮標
位置
所在地　立馬埼灯台（愛知県田原市）の東北東方約二・九キロメートル
北緯　三四―四〇―三〇
東経　一三七―〇五―四九
変更した事項
灯質　群せん黄光　毎二〇秒に五せん光
記事　一時撤去中のところ灯質変更のうえ復旧
変更年月日　令和七年三月一日

名称　高豊漁港海岸沖M立標
位置
所在地　赤羽根港東防波堤灯台（愛知県田原市）の東北東方約二〇キロメートル
北緯　三四―三九―一八
東経　一三七―二三―四六
変更した事項
名称　高豊漁港海岸沖B立標
変更年月日　令和七年三月一日

名称　高豊漁港海岸沖N立標
位置
所在地　赤羽根港東防波堤灯台（愛知県田原市）の東北東方約二〇キロメートル
北緯　三四―三九―一六
東経　一三七―二三―三八
変更した事項
名称　高豊漁港海岸沖C立標
変更年月日　令和七年三月一日

名称　田辺港大浜導灯（前灯）
位置
所在地　和歌山県田辺市（田辺港江川東防波堤灯台の東方約九七〇メートル）
北緯　三三―四三―四四
東経　一三五―二二―二六
変更した事項
光度　昼間　一九、〇〇〇カンデラ
夜間　九、五〇〇カンデラ
光達距離　昼間　一・五海里
夜間　一一・五海里
変更年月日　令和七年三月一日

名称　田辺港大浜導灯（後灯）
位置
所在地　和歌山県田辺市（前灯の東北東方約一九〇メートル）
北緯　三三―四三―四七
東経　一三五―二二―三三
変更した事項
光度　昼間　一九、〇〇〇カンデラ
夜間　九、五〇〇カンデラ
光達距離　昼間　一・五海里
夜間　一四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一九メートル
平均水面上から灯火まで二〇メートル
変更年月日　令和七年三月一日

名称　天嶮鼻白石照射灯
位置
所在地　愛媛県南宇和郡愛南町（天嶮鼻灯台）
北緯　三二―五五―四九
東経　一三二―三四―〇三
変更した事項
光度　七、九〇〇、〇〇〇カンデラ
変更年月日　令和七年三月四日

名称　油谷港俵島平瀬照射灯
位置
所在地　山口県長門市（油谷港俵島灯台）
北緯　三四―二三―三四
東経　一三〇―五五―五九
変更した事項
光度　二、二〇〇、〇〇〇カンデラ
変更年月日　令和七年三月七日

名称　菅浜港防波堤灯台
位置
所在地　福井県三方郡美浜町（菅浜港防波堤外端）
北緯　三五―三九―一四
東経　一三五―五八―〇八
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル
平均水面上から灯火まで一三メートル
記事　削除
変更年月日　令和七年三月十日

名称　越前港道口沖防波堤南灯台
位置
所在地　福井県丹生郡越前町（越前港道口沖防波堤南端）
北緯　三五―五五―五四
東経　一三五―五九―三九